

報告事項：

01 義援金の拠出（2件）について

□東京都の「守ろう東京・新型コロナ対策医療支援寄付金」に対する義援金の拠出

□04/27(月)～04/28(火)の臨時役員会（LineWorks）において全員一致で可決

□支部： 50,000円

法人： 50,000円

□「令和02年07月豪雨」に対する義援金の拠出

□08月05日(水)の役員会（Web）において全員一致で可決

□支部： 50,000円

法人： 50,000円

□上記の義援金の拠出は、新宿支部の「災害義援金拠出基準」の第2条を適用した。

□「新型コロナ対策医療支援寄付金」

□支部の「災害義援金支出基準」は、「大規模な自然災害の発生にあたり、義援金を拠出すると役員会が判断する場合に適用」とある。「自然災害」の定義によると「新型コロナウイルスの流行」＝「疫病」は、「生物学系」の自然災害にあたるため、これを適用した。

B 災害の原因と分類	
古典的には災害は「自然災害 (natural disaster)」と「人為災害 (human-made disaster)」があるが、原因は多種多様である。	
自然災害	
① 水気象学系	サイクロン、洪水、干ばつ、高潮など
② 地質学系	地震、津波、火山噴火など
③ 生物学系	疫病、SARS、新型インフルエンザなど
人為災害	
① 都市災害	大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、火災など
② 産業災害	工場・鉱山・土建現場などの施設災害、労働災害、放射線災害など
③ 交通災害	陸上交通・飛行機事故、船舶事故など
④ 管理災害	設計・計画のずさん、施工劣悪、管理不備・怠慢、行政処置の不当
⑤ 環境災害	など
⑥ 紛争災害	ヘイズやアラブ海などの環境破壊が誘発した災害
⑦ CBRNE 災害	国境紛争・内戦など Chemical (化学)・Biological (生物)・Radiological (放射性物質)・Nuclear (核)・Explosive (爆発物)

国井 修 修・編「災害時の公衆衛生」より

□「令和02年07月豪雨」

□本災害は役員会が行われた08月05日の時点で「大規模災害復興法」の「非常災害」として指定されており、「激甚災害」に指定見込み（07月17日の内閣府政令）とされていた。08月28日の内閣府の発表で「令和二年五月十五日から七月三十一日まで

の間の豪雨による災害」として「激甚災害」に指定された。

- 拋出先については、これまで新宿支部自らが選んでいたが、本災害は広範囲に及んでおり、被害の全体像を把握することが難しいため、今回に限って日本赤十字社と赤い羽根共同募金を候補として検討し、日本赤十字社の方が広範囲のエリアを対象としていたこともあり、こちらを選定した。

一般社団法人 東京都建築士事務所協会 新宿支部
災害義援金拠出基準

制定 平成30年09月05日

(目的)

第1条 本基準は、大地震等の大規模な自然災害発生時に、一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部（以下、「新宿支部」）が義援金を拠出する際の基準を明確化し、迅速かつ公正な拠出を可能とすることを目的とする。

(拠出対象)

第2条 本基準は以下の大規模な自然災害の発生にあたり、義援金の拠出を必要とすると役員会が判断した場合に適用する。

- ①「激甚災害」に指定された大規模な自然災害
- ②大規模な被害を生じ、役員会が拠出を必要と判断した①以外の自然災害

(拠出方法)

第3条 義援金は下記の方法で拠出する。

- ①新宿支部が単独で義援金の拠出する。
- ②新宿支部と一般社団法人新宿区建築設計事務所協会が同額の義援金を同時に拠出する。
- ③新宿支部会員に義援金の寄付を募り、それに上記①または②を加算して拠出する。

(その他)

第4条 その他：義援金の拠出にあたり、下記に留意する。

- ①拠出する義援金の金額は、役員会の議決により決定する。
- ②新宿支部および支部会員と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ 寄付するものでないこと。

以上